



旧高台寺浄水場売却処分に伴う説明会 及びアンケート調査を実施します



鳩山町上下水道課では、令和3年3月に策定した「鳩山町公共施設等総合管理計画個別施設計画」に基づいて、旧高台寺浄水場（平成18年に水道施設として廃止、住所：鳩山町鳩ヶ丘三丁目19番11号、総面積1,908㎡）の売却処分を検討しています。

具体的な売却処分を行うにあたり、地域住民（鳩ヶ丘三丁目地区）の皆さんのご意見をお聞きするため、鳩ヶ丘三丁目町内会のご協力をいただき、アンケート調査を実施します。このアンケート調査の実施に伴う

説明会を以下のとおり開催します。

【アンケート調査実施に伴う説明会】

■日時 6月26日（日）午後2時～

■場所 ふれあいセンター3階 303～305会議室

■問合せ 役場上下水道課 ☎296-1211

（内線171または175）

【アンケート調査】

■調査期間 7月1日（金）～7月16日（土）

※アンケートは、鳩ヶ丘三丁目地区にお住いの方を対象に実施します。

※アンケート用紙の配布は、鳩ヶ丘三丁目町内会の皆さんのご協力をいただく予定です。



地域健康教室を再開しました！

健康づくりサポーターが体操のリードをします。楽しく体を動かして元気な体を保ちましょう！

■対象 町民の方（概ね65歳以上の方を対象としていますが、年齢制限はありません）

■参加費 無料

■内容 健康づくりサポーターによるフレイル予防のための体操等

■持ち物 マスク、水分補給用飲み物、タオル、動きやすい服装でお越しください。（保健センター会場は上履きもお持ちください。）

※参加にあたり、事前申込・予約は必要ありません。ただし、多くの方がご参加できるように**お一人1会場のみ**を選んでいただけますよう、ご協力をお願いします。

※感染拡大防止対策のため、各会場の参加人数には定員を設けています。定員になりましたら、入場をお断りする場合があります。

※新型コロナウイルス感染症等の影響により、予告なく教室を中止する場合があります。ご了承ください。

■問合せ 町地域包括支援センター ☎296-7700

教室名(会場・実施曜日)	実施時間	受付時間	定員
はあとらんど地域健康教室 (保健センター・月曜日)	午前10時～11時30分	午前9時45分から	12人
ニュータウン地域健康教室 (地域包括ケアセンター・水曜日)	1回目 午前9時30分～10時30分	午前9時15分から	40人
	2回目 午前11時～正午	午前10時45分から	40人
おしゃもじ山地域健康教室 (今宿コミュニティセンター・木曜日)	午前10時～11時30分	午前9時30分から	35人
亀井地域健康教室 (泉井交流体験エリア交流体験館・木曜日)	午後2時～3時30分	午後1時30分から	40人



鳩山町新型コロナウイルスワクチン 追加接種（4回目）を開始しました

この度、新型コロナウイルスワクチンの追加接種（4回目）の実施につきまして、以下のとおり、国から方針が示されました。

鳩山町においても、国の方針に基づき、接種体制を

整備し、実施します。接種券の発送方法や予約方法等の詳細につきましては、今後、町広報紙やホームページ等で随時お知らせします。

■問合せ 町保健センター ☎296-2530

鳩山町の追加接種（4回目）体制について（令和4年5月10日現在）

対象者

町内在住で3回目のワクチン接種から5か月が経過した

① 60歳以上の方

② 18歳以上で基礎疾患を有する方、またはその他重症化リスクが高いと医師が認める方

※①に該当する方は、町から接種券を郵送します。

※②に該当するか否かについては、基礎疾患等で医療機関を受診している方や、事前に相談できる医療機関をお持ちの方は、その医療機関の医師にご相談ください。該当する方には、町保健センターに申請後、接種券を発行します。

日程及び 接種会場

①麻見江ホスピタル及び鳩山第一クリニックにおいて、5月末に個別接種を先行して実施

②集団接種は地域包括ケアセンターで次の日程で実施予定

7月14日（木）、16日（土）、23日（土）、31日（日）

8月11日（祝・木）、20日（土）

使用ワクチン

麻見江ホスピタルの個別接種ではファイザー社ワクチンを、鳩山第一クリニックの個別接種及び地域包括ケアセンターの集団では、モデルナ社ワクチンを使用
※接種状況やワクチン分配等を注視し、必要に応じ集団接種会場でもファイザー社ワクチンを使用します。



上熊井農産物直売所出荷者協議会 (ちよっくま協議会) を設立しました

4月21日（木）に泉井交流体験エリア交流ホールで、鳩山町上熊井農産物直売所出荷者協議会（呼称：ちよっくま協議会）の設立総会が開催されました。

63団体の出荷者の皆さまにご入会いただき、会長には小鷹房義さん（熊井在住）、副会長には石田裕也さん（大豆戸在住）が選任され就任しました。

本協議会は、農産物等の円滑な出荷や委託販売の取り組みにより、会員である出荷者の支援、情報交換や

交流活動等を推進することを目的とした活動を行うとともに、上熊井農産物直売所がより魅力的な直売所となるよう、ちよっくま協議会、指定管理者及び鳩山町の三者が連携した取り組みを進めます。

■問合せ ちよっくま協議会事務局（上熊井農産物直売所「ちよっくま」指定管理者 株式会社グッドスタッフ）

☎299-8831

役場産業環境課 ☎296-5895

ご存じですか？国民年金保険料の免除・猶予制度

経済的な理由や災害等により、国民年金保険料を納めることが困難なとき、申請し承認されると保険料が免除または猶予されます。保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、もしもの時の障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合もあります。納付が難しい方は国民年金保険料の免除・猶予申請をしましょう。

免除の内容は被保険者の方の負担能力に合わせ、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除・納付猶予と段階的な免除基準があり納付しやすい環境となっています。また、郵送での申請を希望される場合は、日本年金機構のホームページから申請書を印刷していただき、必要事項をご記入のうえ、役場町民健康課へ郵送してください。

■現在申請可能な期間

令和2年5月分～令和4年6月分
※申請月の2年1か月前まで遡って免除を申請することができます。

※令和4年7月分～令和5年6月分の免除申請は令和4年7月から受け付けます。

■手続きに必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・失業を理由に申請する場合は「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」などの公的機関発行の証明書（郵送申請の場合はコピー）

■受付場所 役場町民健康課または役場東出張所（郵送可）

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

「鳩山町自然環境と景観の保全に配慮した太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」を施行しました

町では、急増する太陽光発電施設の適正な管理・運用・施工を目的とし、町民の皆様の安心安全な生活と豊かな自然環境を保つため、「鳩山町自然環境と景観の保全に配慮した太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」を令和4年4月1日に施行しました。

条例の施行に伴い、「鳩山町太陽光発電施設設置に関する要綱」は令和4年5月1日付けで廃止となりました。

■条例の対象となる施設

町内における「建築物の屋根または屋上に設置するもの」を除く定格出力10kW以上の太陽光発電施設を設置するものが対象となります。

■町民の皆さまへ

事業者には太陽光発電設備設置地区への説明会等の開催が義務付けられます。計画内容及び説明会の実施日時等は町ホームページにて公開しています。

また、計画の周知のため、事業者には計画予定地への標識掲示が義務付けられます。

■事業者の皆さまへ

条例等については町ホームページに公開していますので、ご確認ください。新規に設置する事業者だけでなく、既に設置している事業者についても、条例の対象となる部分がありますのでご確認ください。

■問合せ 役場産業環境課 ☎ 296-5894

マイナンバーカード取得と電子証明書の更新の相談・手続き受付中

町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、新規申請や申請後のマイナンバーカードの受け取り、電子証明書の更新に関する相談・手続きを行っています。



◆6～7月 休日臨時開庁日

■日程 6月12日(日)・25日(土)

7月10日(日)・23日(土)

■時間 午前9時～正午 午後1時～午後3時

■場所 役場町民健康課(庁舎1階)

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891



6月1日(水)～7日(火)は第64回水道週間です 大切な水と一緒に暮らす日々

～令和4年度水道週間スローガン～

水道週間とは、普段なにげなく使っている水道について、私たち1人ひとりが理解と関心を高め、公衆衛生の向上と、生活環境の改善を図るための週間です。水道をひんぱんに使いはじめる6月上旬に、みんなで水道について考えようと、昭和34年から定められています。

水は、私たち人間やすべての生物が生きていくうえ

で欠かすことのできない貴重なものです。この機会に、水道を使用している皆さんで改めて水道の重要性を認識し、節水や水の大切さなどを考えてみませんか。

本年も、町立図書館1階に「水」に関する本の特設コーナーを設けます。ぜひご覧ください。

■町立図書館特設コーナー設置期間

6月1日(水)～29日(水)



鳩山町では「安全」な水をお届けしています

町では水道水の安全性を確保するために水道法に基づき、水源から蛇口まで、徹底した水質検査を実施し、水質を厳しく管理しています。

鳩山町の水道水は、全ての水質基準(※)に適合しており、その安全性が確認されておりますので、安心してご利用いただけます。

なお、町で行っている水質検査は以下のとおりです。

※水質基準とは、水道水の品質を管理するための基準で、「健康に関連する項目」31項目、「水道水が有すべき性状に関連する項目」20項目の合計51項目が定められており、全国同じ基準となっています。

検査項目	検査頻度	検査基準等概要
色、濁り、消毒の残留効果	毎日	色、濁りを目視で確認します。試薬により、塩素の残留効果を測定します。
水質基準項目(51項目) ※水道法第4条による義務づけ	年1回～4回 ※項目により異なります	「健康に関連する項目」生涯にわたり飲み続けても人の健康に影響が生じない値をもとに、安全性を充分に考慮して基準が設定されています。「水道水が有すべき性状に関連する項目」色・濁り・においなど生活用水として使用するために支障のない、また腐食性など水道施設に影響を及ぼす恐れのない水準として定められています。
水質管理目標設定項目(12項目)	年1回	将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期するため、水質管理上留意すべき項目となります。「より質の高い水道水を供給するための目標値」として検出状況を把握しています。
放射性物質	年4回	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に関連した放射性物質の検査を行っています。

検査結果の詳細は、役場上下水道課または町ホームページでご確認いただけます。

■問合せ 役場上下水道課 ☎ 296-1228